

## 平成20年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成20年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。

### 1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制の状況及び各保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	11名 (内4名兼務)	4名 (兼務)	4名 (兼務)
葛城保健所	生活衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	9名 (内2名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
桜井保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	13名 (内6名兼務)	6名 (兼務)	6名 (兼務)
吉野保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	6名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
内吉野保健所	地域生活課	衛生係	5名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
保健所			44名 (内14名兼務)	14名 (兼務)	14名 (兼務)
食品衛生検査所	市場 食品検査課	食品検査係	4名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
	食肉検査課		10名 (兼務)	10名 (兼務)	10名 (兼務)

表2 食品に係る試験検査体制の状況

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム 生活化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	ウイルス・細菌 チーム	食中毒菌、ウイルス等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

表3 各保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	5,154	(小規模認定)	6
	届出	5,215		(5)
葛城保健所	許可	3,859	(小規模認定)	8
	届出	2,408		(8)
桜井保健所	許可	4,804	(小規模認定)	11
	届出	4,672		(11)
吉野保健所	許可	1,333	(小規模認定)	2
	届出	1,511		(2)
内吉野保健所	許可	989	(小規模認定)	2
	届出	1,002		(2)
合計	許可	16,139	(小規模認定)	29
	届出	14,808		(28)

(ただし、休止施設を除く)

2 監視指導結果について

(1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：16, 139施設、届出施設：14, 808施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業 種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100	
法違反等行政処分施設 平成18年度 食中毒の発生施設		3.0	5	15	100	
その他、行政処分等を受けた施設		3.0	1	4	133	
大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設		3.0	39	124	106	
飲食店のうちふぐの取扱い施設		1.0	143	122	85	
許 可 を 要 す る の	飲 食 店	1.0	3,791	2,297	61	
	一般食堂・レストラン等	1.0	26	30	39	
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	717	1,080	75	
	仕出し屋・弁当屋	2.0	19	47	83	
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	283	419	74	
	旅館・ホテル（食品等提供しない施設を除く）	2.0	4	9	75	
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	3	0	0	
	〃 (食品等提供しない施設)	0.2	142	188	132	
	簡易宿所（食品等提供しない施設を除く）	1.0	0.2	3,202	2,168	339
	その他	0.2	175	24	69	
	《簡易》飲食店（自動販売機を除く）	0.2	673	92	68	
	〃 (自動販売機)	0.2	990	988	100	
	菓子（パンを含む）製造業	1.0	49	9	92	
	菓子（パンを含む）製造業（小分け包装のみの製造に限る）	0.2	66	11	83	
	《簡易》菓子製造業	0.2	1	3	150	
	乳処理業	2.0	5	13	130	
	乳製品製造業	2.0	1	2	200	
	集乳業	1.0	523	2,199	421	
	魚介類販売業	1.0	0.2	450	267	297
	〃 (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	0.2	3	218	36,333	
	魚介類せり売り営業	0.2	11	54	246	
	魚肉ねり製品製造業	2.0	1.0	28	66	236
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	30	43	143	
	かん詰又はびん詰食品製造業	1.0	94	46	245	
	喫茶店営業	0.2	29	12	207	
	《簡易》喫茶店営業（自動販売機を除く）	0.2	0.2	917	129	70
	〃 (自動販売機)	0.2	8	12	150	
	あん類製造業	1.0	18	32	178	
	アイスクリーム類製造業	1.0	0.2	128	124	484
	〃 (ソフトクリームメーカーによる営業に限る)	0.2	3.0	2	9	150
	〃 (HACCP施設)	3.0	1,820	1,292	355	
	乳類販売業	0.2	46	84	91	
	食肉処理業	2.0	382	906	237	
	食肉販売業	1.0	0.2	669	451	337
	〃 (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	0.2	2.0	11	41	186
	食肉製品製造業	2.0	1	4	200	
	乳酸菌飲料製造業	2.0	1.0	1	1	100
	食用油脂製造業	1.0	41	79	193	
	みそ製造業	1.0	26	42	162	
	醤油製造業	1.0	9	12	133	
	ソース類製造業	1.0	39	24	62	
	酒類製造業	1.0	6	14	117	
	豆腐製造業（包装豆腐（充填豆腐）の製造施設に限る）	2.0	1.0	80	75	94
〃	1.0	1	3	300		
納豆製造業	1.0	154	126	82		
めん類製造業	1.0	0.2	32	37	578	
〃 (小分け包装のみの製造に限る)	0.2	1.0	157	508	324	
そうざい製造業	1.0	2.0	17	6	18	
添加物（法第11条第1項）製造業	2.0	38	35	46		
清涼飲料水製造業	2.0	0.2	3	2	333	
氷雪製造業	0.2	14	18	643		
氷雪販売業	0.2	0.2	73	12	82	
移 動 業 種	飲食店	0.2	30	4	67	
	菓子製造業	0.2	65	20	154	
	魚介類販売業	0.2	5	1	100	
	喫茶店営業	0.2	6	2	167	
	乳類販売業	0.2	24	2	42	
	食肉販売業	0.2	1	2	1,000	
アイスクリーム製造業	0.2	計	16,139	14,394	136	

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

業 種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100
許 可 を 要 し な い	学校	1.0	98	21	21.4
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	68	29	21.3
	病院・診療所	1.0	73	43	58.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	12	9	37.5
	事業所	1.0	115	6	5.2
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	2	0	0.0
	その他	1.0	596	272	45.6
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	25	2	4.0
	乳搾取業	1.0	163	1	0.6
	GPセンター	1.0	5	2	40.0
	食品製造業	0.2	931	384	206.2
	野菜果物販売業	0.2	2,314	1,407	304.0
	そうざい販売業	0.2	1,276	866	339.3
	菓子(パンを含む)販売業	0.2	3,317	1,071	161.4
食品販売業(上記以外)	0.2	5,268	1,584	150.3	
添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	0.2	3	0	0.0	
添加物の販売業	0.2	203	20	49.3	
冰雪採取業	0.2	0	0	-	
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	0.2	339	110	162.2	
計			14,808	5,827	145.9

(2) と畜検査の実施状況  
と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況については、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

年度	種類	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
		肉用	乳用	小計						
平成 20 年度	検査頭数	2,408	896	3,304	3	4	4,491	12	0	7,814
	処分 状況	禁止			0	0	0	0	0	0
		全部廃棄			1	0	10	0	0	19
		一部廃棄			2	2	4,347	8	0	6,816

※「とく」とは、生後1歳未満の子牛

(3) BSEスクリーニング検査の実施状況  
牛海綿状脳症対策特別措置法第7条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症(BSE)の検査及びと畜場法施行規則に基づくめん羊及び山羊に係る伝達生海綿状脳症(TSE)の検査の実施状況については、表6-1及び表6-2のとおりです。

表6-1 BSEスクリーニング検査の実施状況

		生後30ヶ月以上	生後30ヶ月未満		合計
			生後30ヶ月未満 生後21ヶ月以上	生後21ヶ月未満	
平成 20 年	検査頭数	3,307	2,732	575	3,307
	BSE陽性	0	0	0	0
	BSE陰性	3,307	2,732	575	3,307

※BSE陽性の確認試験は国が実施

表6-2 T S Eスクリーニング検査（12ヶ月齢以上）の実施状況

	めん羊	山 羊
T S E陽性	0	0
T S E陰性	4	0

（平成17年10月1日から法改正により検査開始）

(4) 食鳥検査の実施状況

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく食鳥検査の実施状況については、表7のとおりです。

表7 食鳥検査の実施状況

種類		ブロイラー（特殊鶏）	成 鶏
平成 20 年度	検査羽数	8,596	583,757
	処分 状況		
	解体禁止	2	2,398
	全部廃棄	2	4,244
	一部廃棄	0	2,907

※大規模食鳥処理施設における検査数

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。

表8 収去検査の実施状況

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検 体	不適検体	項 目	不適項目	検 体	不適検体	項 目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	187	使用基準	143	13	3	0	52	6	33	0
		県指導基準			429	15			156	7
		その他			47	1			105	0
漬物	19	使用基準	8	0	20	0	8	0	12	0
		衛生規範			4	0			16	0
		その他			4	0			28	0
食鳥肉・食肉製品等	22	成分規格	14	10	18	0	4	0	10	0
		使用基準			0	0			8	0
		その他			54	23			14	0
魚介類等	55	成分規格	24	1	24	0	92	0	75	0
		使用基準			15	0			16	0
		暫定的規制値			0	0			7	0
		県指導基準			14	0			0	0
		その他			61	1			396	0
清涼飲料水	3	成分規格	3	0	15	0	0	0	0	0
氷菓・アイスクリーム類等	13	成分規格	13	1	36	1	0	0	0	0
		その他			4	1			0	0
乳及び乳製品	3	成分規格	3	0	9	0	0	0	0	0
		使用基準			6	0			0	0
豆腐類	33	県指導基準	21	3	33	3	6	0	12	0
		その他			5	0			12	0
冷凍食品	7	成分規格	3	0	6	0	1	0	3	0
		その他			0	0			1	0
めん類	35	使用基準	13	0	6	0	34	0	0	0
		衛生規範			33	0			102	0
		その他			0	0			34	0
菓子類	38	使用基準	34	6	1	0	1	0	4	0
		衛生規範			51	5			0	0
		指導要領			8	0			0	0
		県指導基準			39	1			3	0
		その他			1	0			1	0
青果類	47	成分規格	17	0	964	0	38	1	1,780	1
		使用基準			0	0			16	0
野菜・果実加工品	19	成分規格	15	0	396	0	8	0	32	0
		使用基準			0	0			16	0
		その他			1	30			2	0
缶詰・瓶詰食品	2	成分規格	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他			0	0			0	0
卵(液卵を含む)	15	成分規格	3	0	18	0	11	0	4	0
		指導要領			0	0			4	0
		その他			9	0			47	0
食品添加物・調味料・みそ等	14	成分規格	9	1	0	0	0	0	0	0
		使用基準			49	1			0	0
		その他			0	0			0	0
輸入食品	40	成分規格	40	0	1,302	0	0	0	0	0
		使用基準			54	0			0	0
栄養機能食品	1	規格基準	1	0	1	0	0	0	0	0
アレルギー物質	0	その他	4	0	4	0	0	0	0	0
遺伝子組換え食品	10	その他	(10)	0	10	0	0	0	0	0
ふきとり検査(設備器具等)	225	その他	0	0	0	0	185	0	740	0
合 計	788		368	36	3,783	54	440	7	3,687	8

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

- (6) 農産物等モニタリング検査について  
奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表9のとおりです。

表9 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類	検査区分	保健所収去				
		検体	不適検体	項目	不適項目	
梅	成分規格 (残留農薬)	3	0	276	0	
菊菜		1	0	44	0	
柿		11	0	556	0	
なす		10	0	584	0	
大和まるなす		1	0	116	0	
ふとねぎ		2	0	88	0	
いちご		8	0	424	0	
梨		2	0	88	0	
キウイフルーツ		1	0	44	0	
ミニ白菜		1	0	44	0	
サラダ水菜		2	0	88	0	
大和いも		1	0	44	0	
大和まな		1	0	116	0	
結崎ネブカ		1	0	44	0	
			45	0	2,556	0

116農薬(44農薬)について、一斉分析を行った。

- (7) 不良食品の発生状況について  
食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表10のとおりです。

表10 不良食品の発生状況

食品分類等		第6条			第11条				第19条	第20条	その他	計
		腐敗 変敗	有毒 有害	微生物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	誇大虚偽 表示・広 告	
食 品	1 菓子類	5		2	19				3			29
	2 乳及び乳製品											
	3 食肉及び食肉製品	1			2						1	4
	4 魚介類及びその加工品	1			2				2			5
	5 冷凍食品											
	6 清涼飲料水	1										1
	7 調味料類				1				1			2
	8 豆腐及びその加工品				1							1
	9 めん類	4			10							14
	10 惣菜及びその半製品	1			2	1						4
	11 漬物				1							1
	12 鯨肉製品											
	13 弁当	1			3						1	5
	14 果実・野菜及び茶			1	1	2						4
	15 その他の製品	3			7							10
食品添加物及びその製剤									1			1
器具及び容器包装												
合計		17		3	49	3			7		2	81

(8) 一斉取締りの実施について

ア 厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表11のとおりです。

		夏期	年末
許可施設	平成20年度末現在施設数	16,139	16,139
	立入検査延べ施設数	3,102	1,371
	施設基準違反	0	0
	管理運営基準違反	0	0
	製造基準違反	0	0
	表示基準違反	0	0
届出施設	平成20年度末現在施設数	14,808	14,808
	立入検査延べ施設数	1,439	716
	施設不備	0	0
	食品取扱不良	0	0
	表示基準違反	0	0
食品の検査	検査件数	140	75
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	0
	成分規格違反（第11条違反）	0	0
	表示違反（第19条違反）	0	1
	要領等に基づく違反	9	5

イ 奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員により、観光地を中心に食品衛生許可施設824施設、届出施設335施設に対して立ち入り調査を行いました。結果については表12のとおりです。

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月				
5月	187	26		
6月	127	72		
7月	268	159		
8月				
9月	75	42		
10月	120	100		
11月	119	22		
12月				
1月				
2月				
3月	38	19		
	934	440	0	0

4 食中毒の発生状況について

平成20年度の食中毒発生状況の概要は、表13のとおりです。

また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表14のとおりです。

表13 食中毒の発生状況

N o.	発生日	保健所	原因施設	検数	患者数	原因物質	事後措置
1	4/19	内吉野	飲食店（旅館）	54	36	不明	2日間営業停止
2	6/25	郡山	高等専門学校	63	30	サルモネラ菌	3日間営業停止
3	7/13	奈良市	飲食店（居酒屋）	15	7	カンピロバクター	2日間営業停止
4	8/1	郡山	飲食店（軽飲食）	33	19	サルモネラ菌	2日間営業停止
5	8/17	奈良市	飲食店（中華料理店）	4	3	セレウス菌	1日間営業停止
6	9/14	吉野	その他（キャンプ場）	7	7	植物性自然毒	キノコ中毒に対して注意喚起
7	10/11	奈良市	飲食店（一般食堂・仕出し屋）	29	17	不明	2日間営業停止
8	10/11	郡山	飲食店（一般食堂・仕出し屋）	8	7	セレウス菌	2日間営業停止
9	10/11	奈良市	飲食店（居酒屋）	76	20	カンピロバクター	2日間営業停止
10	10/31	郡山	飲食店（一般食堂）	21	18	不明	2日間営業停止
11	10/24	奈良市	不明	23	23	カンピロバクター	
12	11/27	奈良市	飲食店（居酒屋）	19	8	不明	2日間営業停止
13	12/14	奈良市	飲食店（中華料理店）	392	26	ノロウイルスGⅡ	3日間営業停止
14	1/18	奈良市	飲食店（居酒屋）	14	10	カンピロバクター	2日間営業停止
15	2/4	奈良市	飲食店（旅館）	129	58	ノロウイルスGⅠ	3日間営業停止
合計 15件（県：6件、市：9件）					289		



表14 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山 <sup>HC</sup>	葛城 <sup>HC</sup>	桜井 <sup>HC</sup>	吉野 <sup>HC</sup>	内吉野 <sup>HC</sup>			
4月	2	2	5	4	29	42	133	カンピロバクター、ノロウイルス
5月	1	3	4	0	4	12	38	黄色ブドウ球菌、ノロウイルス
6月	26	0	3	0	0	29	131	ウェルシュ、ノロウイルス
7月	19	1	2	0	6	28	74	サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス
8月	47	2	1	0	0	50	257	黄色ブドウ球菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス
9月	3	3	0	0	0	6	22	カンピロバクター・ジェジュニ、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス
10月	59	4	1	0	0	64	278	セレウス、カンピロバクター、ノロウイルス
11月	39	3	9	0	0	51	406	カンピロバクター・ジェジュニ、ノロウイルス
12月	27	8	1	0	0	36	148	ノロウイルス
1月	4	4	1	0	0	9	54	ノロウイルス
2月	0	1	2	0	0	3	3	ノロウイルス
3月	20	0	4	3	0	27	139	ノロウイルス
合計	247	31	33	7	39	357	1,683	

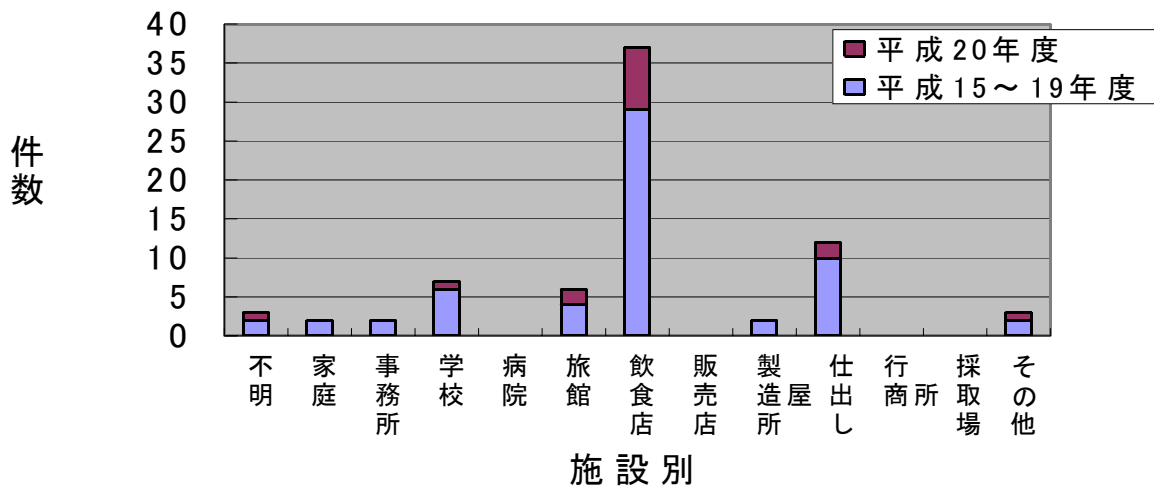
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒（施設別）の発生状況（過去5年及び20年度）

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成15～19年度	2	2	2	6	0	4	29	0	2	10	0	0	2	59
平成20年度	1	0	0	1	0	2	8	0	0	2	0	0	1	15

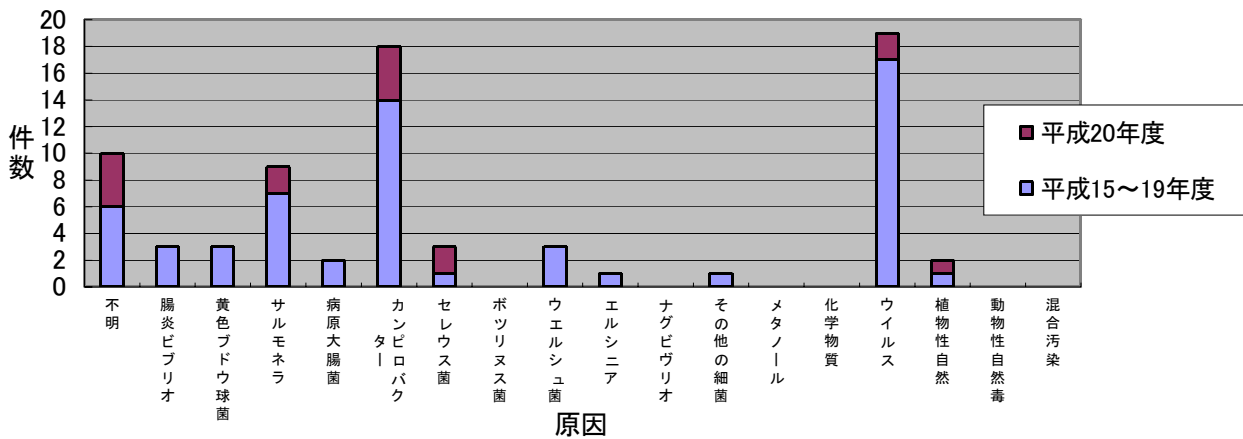
※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び20年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシュ菌	エルシニア	ナグビヴリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成15～19年度	6	3	3	7	2	14	1	0	3	1	0	1	0	0	17	1	0	0	59
平成20年度	4	0	0	2	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	15

※奈良市を含む



5 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らが、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表15のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表16のとおりです。

表15 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	2	270
	事業者・給食関係者等	99	175
	学 生	6	4,070
合 計		107	4,515

表16 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数		認証者数	
	H20. 4. 1～H21. 3. 31	延べ受講者数	H20. 4. 1～H21. 3. 31	延べ認証者数
郡山保健所管内	252	7,070	112	1,103
葛城保健所管内	232	7,932	95	1,064
桜井保健所管内	238	9,734	105	1,026
吉野保健所管内	31	2,096	16	180
内吉野保健所管内	0	1,590	8	160
奈良市保健所管内	305	15,264	156	1,948
合 計	1,058	43,686	492	5,481

6 食品関連の相談状況について

奈良県食品・生活相談センター、食の安全・消費生活相談窓口及び各保健所の食の安全相談窓口に寄せられた食品関連の相談状況は、表17-1 のとおりで食品分類別状況は、表17-2のとおりです。

表17-1 食品関連の相談状況

年 月	食品・生活相談センター及び 食の安全・消費生活相談窓口	各保健所 食の安全相談窓口
平成20年 4月	29件	13件
平成20年 5月	31件	11件
平成20年 6月	27件	11件
平成20年 7月	26件	9件
平成20年 8月	29件	6件
平成20年 9月	53件	18件
平成20年 10月	35件	19件
平成20年 11月	25件	17件
平成20年 12月	24件	19件
平成21年 1月	32件	20件
平成21年 2月	32件	10件
平成21年 3月	29件	10件
計	372件	163件
合計	535件	

表17-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B 10	食料品一般	35	B 32	菓子類	34
B 21	穀類	63	B 33	飲料	41
B 22	魚介類	45	B 34	酒類	8
B 23	肉類	22	B 40	調理食品	56
B 24	乳卵類	13	B 51	健康食品	102
B 25	野菜・海草	35	B 52	食料品その他	33
B 26	油脂・調味料	24	その他		3
B 31	果物	21	合 計 (件 数)		535

7 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表18のとおりです。

表18 表彰の実施状況

表彰区分		表彰実績（保健所別）						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設	1					1	2
	食品衛生功労	1	1				1	3
	調理師関係功労			1			1	2
知事表彰	食品衛生優良施設	1				1	1	3
	食品衛生功労	4	3	3	1	2	2	15
	調理師関係功労	1					1	3
合 計		8	4	4	1	3	7	28(※27)

※調理師関係功労を含む。

8 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表19のとおりです。

表19 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管 内		郡 山 保健所	葛 城 保健所	桜 井 保健所	吉 野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
平成 20 年度	食品衛生指導員数	164	79	104	64	43	45	499
	活動食品衛生指導員数	166	75	99	64	42	41	487
	活動延日数	3,100	2,026	2,767	1,726	1,093	751	11,463
	指導指導施設数	10,320	5,282	6,142	4,033	2,918	2,432	31,127